

冬休み期間も図書館研修室を開放

図書館では、利用者の読書、研究、学習活動の環境の改善を図るため、夏休みに引き続き学校冬季休業中も図書館研修室を利用者へ開放します。

■実施期間

12月22日(土)～1月19日(土) (町内小中学校、高校の冬季休業期間内の図書館開館日。12月30日～1月4日は年末年始のため閉館)

※ただし、図書館の行事・会議などが開催される日は利用できません。

■利用できる場合

○図書館資料を使った読書、閲覧または研究・

学習活動に限ります

○個人でも、グループでも利用できます。

■申込方法

○事前の申し込みは不要

○施設利用の予約は受け付けません。

■使用機器について

○室内の電源を使用することはできません。パソコンなどの電子機器を使用する際は、利用者がバッテリーなどを持参してください。

■注意事項

○研修室内における飲食、携帯電話の使用や大きな話し声など、他の利用者への迷惑となる場合は使用をお断りする場合があります。

■問合せ 図書館 (☎ 47-2700)

12月15日から31日まで

歳末火災特別警戒

12月15日から31日までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。

今年も残すところあとわずかとなり、何かと慌ただしい年の瀬は、火の元の点検や後始末がおそろかになりがちです。空気が

乾燥し火災が発生しやすくなりますので、火の取り扱いには十分注意してください。

また、放火されない環境づくりにも心がけ、火災のない明るい新年を迎えましょう。



■家庭での火災予防対策

- 就寝前、外出時は火の元を点検しましょう
- ストーブなど暖房器具の給油時、移動時には火を止めましょう
- たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこ・くわえたばこはやめましょう
- 家の周囲には、燃えやすいものを置かないようにしましょう

■万一来てたら

- 消火器具の備え付けや、使用方法について確認しましょう
- 火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう

一般家庭の予防査察

訓子府消防団では、次の日程で予防査察を行います。

- 12月2日(日) 若富町、東幸町、末広町、栄町
- 12月16日(日) 東町、旭町、大町

単身高齢者世帯(75歳以上)防火訪問

女性消防団員が次の日程で防火訪問を行います。

- 12月2日(日) 栄町、旭町、仲町
- 12月16日(日) 東幸町、西幸町

■問合せ 北見地区消防組合消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(原案)に関する住民意見募集について～

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた広域計画が、平成24年度に最終年度となるため、平成25年度からの新しい第2次広域計画を策定しますので、次のとおり広く住民の皆さんから内容についてのご意見を募集します。

■募集期間

12月7日～平成25年1月7日 (広域連合必着)

■資料及び募集要領の入手方法

- 意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載します。(http://iryokouki-hokkaido.jp)
- 北海道後期高齢者医療広域連合または、役場福祉保健課医療給付係で配布します。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

戸籍・住民窓口での本人確認にご協力ください

町民の皆さんの個人情報の保護や虚偽の届け出を防止するため、法律に基づき戸籍や住民登録関係の役場窓口での本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

■届け出や証明申請をする場合に、届け出(申請)者の本人確認ができるものの提示が必要です■

【本人確認の対象となる届け出と証明】

- <届け出> ○住民異動届
転入・転出・転居・世帯変更
○戸籍届
婚姻・養子縁組・認知・離婚など
- <証明> ○住民票の写し・記載事項証明書
・戸籍の附票
○戸籍・除籍謄抄本
○身分証明
○印鑑登録証明
など

【本人確認をするため次のものを提示してください】

顔写真付きの公的な証明書

- ・運転免許証・パスポート
- ・障害者手帳・住民基本台帳カード
などから1点を提示

または

その他の証明書など

- ・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証
- ・年金証書(年金手帳)・社員証・学生証
などから2点を提示

■戸籍謄抄本を交付請求できる方が限定されています■

- 戸籍に記載のある方とその配偶者
 - 戸籍に記載のある方の直系尊属(親・祖父母など)および直系卑属(子・孫など)
- ※戸籍が別になっている兄弟姉妹や叔父、叔母などは、直系尊属や直系卑属ではないため、戸籍に記載のある方の委任状が必要です。戸籍に記載のある方と交付申請者の続柄を明らかにするため、書面を求められることがあります。

■役場の開庁時間内に来ることができないときは■

- 住民票～事前に電話をいただくことで夜間や休日に交付する「予約発行」を行っています。
- 戸籍謄抄本～郵送による交付申請(および交付)を受け付けています。

■問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)